

茨城県報 第5188号

昭和39年8月14日

金曜日

(明治35年3月17日
第三種郵便物認可)

目 次

告 示		目 次	
	ページ		
●ふ化業者の登録	1	●助産婦名簿の訂正	6
●道路の区域変更(3件)	2	●昭和39年度緊急飼料作物増産対策事業補助金交付要項	6
●道路の供用開始(3件)	3	●昭和39年度飼料作物貯蔵用サイロ設置事業補助金交付要項	12
●土地改良区の定款変更認可(2件)	4	●計量器販売事業の登録	15
●土地改良事業の認可(2件)	4	●家畜伝染病の発生転帰	15
●青果物市場開設期間の更新許可	4	●豚コレラ予防指定の一部改正	16
●精神薄弱者援護施設への委託費用	5		
●同上委託費用基準額の一部改正	5	公 告	
●国営及び県営土地改良事業に関連する団体営土地改良事業を行なう土地改良区の地元負担金に係る借入金に関する補助金交付規程	5	●建築許可に関する聴聞(3件)	17
●助産婦の登録	6	雑 報	
		●市町村長の選挙結果	18

告 示

茨城県告示第1225号

養鶏振興法第7条第4項に基づいてふ化業者を下記のとおり登録する。

昭和39年8月14日

茨城県知事 岩 上 二 郎

記

登録番号	登 録 日 年 月 日	登 録 効 力 期 限 年 月 日	住 所	氏 名	名 称
登第39~13号	昭和39年 8月14日	昭和42年 8月13日	土浦市真鍋町2119	石引誠一郎	霞ヶ浦ふ化場
〃第39~14号	〃	〃	東茨城郡小川町倉数1209	長島 光治	長島ふ化場
〃第39~15号	〃	〃	石岡市仲の内1720	友水 正	友水種鶏ふ化場
〃第39~16号	〃	〃	新治郡新治村小野	岡田 吉弘	岡田ふ化場
〃第39~17号	〃	〃	石岡市井関1027の1	木間塚 清	木間塚ふ化場
〃第39~18号	〃	〃	土浦市荒川沖町846の1	中村二三雄	荒川沖ふ化場
〃第39~19号	〃	〃	下妻市下妻町丁339の3	塚越善次郎	茨畜ふ化場
〃第39~20号	〃	〃	結城市辻堂6487	長本 治郎	長本ふ化場
〃第39~21号	〃	〃	結城市辻堂6488	市原 佐七	結城ふ化場

茨城県告示第1226号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき道路の区域を次のように変更する。
その関係図面は昭和39年8月14日から30日間茨城県土木部道路補修課において一般の縦覧に供する。

昭和39年8月14日

茨城県知事 岩 上 二 郎

- 1 道路の種類 県 道
- 2 路線名 汐来佐原線
- 3 道路の区域

区 間	旧新 の別	敷地の幅員	延 長	摘 要
稲敷郡東村大字西代字提外 272 番地々先から	旧	メートル 13.0	メートル 172.0	県道汐来佐原線の区域 変更に伴い東村村道17 2.0mを県道の区域に 加える。
		38.0		
稲敷郡東村大字西代字提外 278 番地々先まで	新	13.0	172.0	
		38.0		

茨城県告示第1227号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき道路の区域を次のように変更する。
その関係図面は昭和39年8月14日から30日間茨城県土木部道路補修課において一般の縦覧に供する。

昭和39年8月14日

茨城県知事 岩 上 二 郎

- 1 道路の種類 県 道
- 2 路線名 大洗公園線
- 3 道路の区域

区 間	旧新 の別	敷地の幅員	延 長	摘 要
東茨城郡大洗町磯浜町字桂町66 8番地々先から	旧	メートル 10.95	メートル 250.0	那珂湊大洗線の区域変 更に伴う不用物件 250 mを県道大洗公園線の 区域に加える。
		5.70		
東茨城郡大洗町磯浜町字桂町58 1番地の1地先まで	新	10.95	250.0	
		5.70		

茨城県告示第1228号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき道路の区域を次のように変更する。
その関係図面は昭和39年8月14日から30日間茨城県土木部道路補修課において一般の縦覧に供する。

昭和39年8月14日

茨城県知事 岩 上 二 郎

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 伊王野町付大子線
- 3 道路の区域

区 間	旧新 の別	敷地の幅員	延 長	摘 要
久慈郡大子町大字上野宮3208番地々先から	旧	メートル	メートル	205.6
		5.0		
久慈郡大子町大字上野宮488番地の1地先まで	新	3.0		188.0
		9.0		
		6.0		

茨城県告示第1229号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき道路の供用を次のように開始した。
その関係図面は昭和39年8月14日から30日間茨城県土木部道路補修課において一般の縦覧に供する。

昭和39年8月14日

茨城県知事 岩 上 二 郎

- 1 路線名 県道
- 2 供用開始の区間 稲敷郡東村大字西代字提外272番地々先から
稲敷郡東村大字西代字提外278番地々先まで
- 3 供用開始の期日 昭和39年8月14日

茨城県告示第1230号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき道路の供用を次のように開始した。
その関係図面は昭和39年8月14日から30日間茨城県土木部道路補修課において一般の縦覧に供する。

昭和39年8月14日

茨城県知事 岩 上 二 郎

- 1 路線名 県道 大洗公園線
- 2 供用開始の区間 東茨城郡大洗町磯浜町字桂町668番地々先から
東茨城郡大洗町磯浜町字桂町581番地の1地先まで
- 3 供用開始の期日 昭和39年8月14日

茨城県告示第1231号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき道路の供用を次のように開始した。
その関係図面は昭和39年8月14日から30日間茨城県土木部道路補修課において一般の縦覧に供する。

昭和39年8月14日

茨城県知事 岩 上 二 郎

- 1 路線名 県道 伊王野町付大子線
- 2 供用開始の区間 久慈郡大子町大字上野宮3208番地々先から
久慈郡大子町大字上野宮488番地の1地先まで
- 3 供用開始の期日 昭和39年8月14日

茨城県告示第1232号

昭和39年4月28日付で矢野下土地改良区から申請のあつた定款変更を昭和39年8月14日認可した。

昭和39年8月14日

茨城県知事 岩 上 二 郎

茨城県告示第1233号

昭和39年4月30日付で宍戸町土地改良区から申請のあつた定款変更を昭和39年8月14日認可した。

昭和39年8月14日

茨城県知事 岩 上 二 郎

茨城県告示第1234号

昭和39年3月13日付で猿島町長倉持義之から申請のあつた町営土地改良事業を昭和39年8月14日認可したから土地改良法第96条の2第5項の規定によつて公示する。

昭和39年8月14日

茨城県知事 岩 上 二 郎

茨城県告示第1235号

昭和39年6月29日茨城県告示第989号による土浦市外十五ヶ町村土地改良区の花室川上流土地改良事業は、昭和39年8月14日認可した。

昭和39年8月14日

茨城県知事 岩 上 二 郎

茨城県告示第1236号

茨城県青果物市場条例(昭和37年茨城県条例第69号)第7条の規定に基づき、昭和39年7月18日下記市場開設期間の更新を許可した。

昭和39年8月14日

茨城県知事 岩 上 二 郎

記

市場名	所在地
牛久町営青果市場	稲敷郡牛久町牛久

茨城県告示第1237号

精神薄弱者福祉法(昭和35年法律第37号)第16条第2項の規定により援護の実施機関が別表に掲げる精神薄弱者援護施設へ精神薄弱者の援護を委託する場合の委託費用を別表のとおり定め、昭和39年7月1日から適用する。

昭和39年8月14日

茨城県知事 岩上二郎

別表

施設名称	施設所在地	委託費用の額			
社会福祉法人 鹿島更生園援護寮	鹿島郡鹿島町平井	委託事務費	1人1日	252円	
		入所者食費	1人1日	114円	
		期末一時扶助費			
		昭和39年12月15日現在の委託者で食費公費負担者	1人につき	400円	
		日常諸費	1人1日	60円	
		冬季加算	11月から3月まで在所者	1人1日	3円
		訓練教材費	入所者1人年	1,000円(ただし、在所期間が6カ月に満たない場合は500円)	

茨城県告示第1238号

昭和39年6月19日茨城県告示第935号をもつて告示した精神薄弱者援護施設へ精神薄弱者の援護を委託する場合の委託費用の基準額別表に次の費用を加える。

昭和39年8月14日

茨城県知事 岩上二郎

- 「日常諸費」 1人1日 60円
- 「冬季加算」 11月から3月まで 在所者1人1日3円
- 「訓練教材費」 入所者1人年1,000円
(ただし、在所期間が6カ月に満たない場合は500円)

茨城県告示第1239号

国営及び県営土地改良事業に関連する団体営土地改良事業を行なう土地改良区の地元負担金に係る借入金に関する補助金交付規程(昭和37年茨城県告示第785号)の一部を次のように改正する。

昭和39年8月14日

茨城県知事 岩上二郎

第5条第2号を次のように改める。

- (2) 損失補償に係る予算書の写

付 則

- 1 この規程は、公布の日から施行する。
- 2 この規程施行の際、現に昭和37年度及び昭和38年度の損失補償に係る予算外義務負担議決書の写は、損失補償に係る予算書の写とみなす。

茨城県告示第1240号

保健婦助産婦看護婦法第55条の規定により、下記のとおり助産婦の登録をした。

昭和39年8月14日

茨城県知事 岩 上 二 郎

記

登録番号	種 別	登 録 日 年 月 日	住 所	氏 名	生年月日
4448	助産婦	昭和39年 8月11日	水戸市松本町2248	佐々木 みの	大正15年 10月8日

茨城県告示第1241号

保健婦助産婦看護婦法施行令第6条第2項の規定により助産婦名簿を訂正した。

昭和39年8月14日

茨城県知事 岩 上 二 郎

登録番号	種 別	訂 正 日 年 月 日	住 所	(旧) 新本籍	(旧) 新 氏 名
4189	助産婦	昭和39年 6月16日	久慈郡大子町池田2832	(茨城) 茨 城	(鈴木) 飯 田 みさを
4203	助産婦	昭和39年 7月11日	水戸市袴塚町2095	(茨城) 茨 城	(藤家) 森 山 幸

茨城県告示第1242号

昭和39年度緊急飼料作物増産対策事業補助金交付要項を次のように定める。

昭和39年8月14日

茨城県知事 岩 上 二 郎

昭和39年度緊急飼料作物増産対策事業補助金交付要項

(目的)

第1 知事は、緊急飼料作物増産対策事業実施要領にもとづいて、農業協同組合、または部落団体等が行なう協同化施設を設置すに要する経費に対し、市町村が補助する場合に当該市町村に対し、予算の範囲内で補助金を交付するものとし、当該補助金については、茨城県補助金等交付規則(昭和36年茨城県規則第67号)に定めるもののほか、この要項に定るところによる。

(補助の対象及び補助率)

第2 第1に定める補助金の交付の対象となる経費およびこれに対する補助率は次の表のとおりとする。

経	費	補 助 率
農業協同組合または部落団体等が強化作付農家の集团的利用に供する 目的をもつて協同化施設設置のため、次に掲げる機械器具を購入するの に要する経費を市町村が補助する場合における当該補助に要する経費		当該事業費の 2分の1以内
(1) ト ラ ク タ ー	(6) 乾 燥 機	
(2) プ ラ ウ	(7) 梱 包 機	
(3) 碎 土 機	(8) エンシレーターカッター	
(4) 尿 撒 布 機	(9) その他知事の必要と認める機種	
(5) 刈 取 機		

(補助金の交付の申請)

第3 補助金の交付を受けようとする市町村は、補助金交付申請書(様式第1号)正副3部を昭和39年9月末日までに所轄家畜保健衛生所長を経由して知事に提出しなければならない。

(補助金交付の決定)

第4 知事は、前項の規定により提出された申請書を審査し、補助金を交付することが適当と認めるときは、補助金の交付を決定し、その決定の内容及び交付の条件を所轄家畜保健衛生所長を通じて、市町村に通知するものとする。

(補助金の支払い)

第5 この補助金の支払いは、精算払いとする。

(内容変更等)

第6 補助金の交付の決定を受けた市町村は、申請書に記載した事項で間接補助金の額の間接補助事業者相互間における流用、事業主体飼料作物強化作付面積の減、設置機械器具の品目または員数等の変更を加えようとする場合は、様式第2号によりそのつど知事に届け出なければならない。

2 知事は前項の届け出があつた場合において必要があると認めるときは、その処理について指示することがある。

(実績報告書)

第7 補助金の交付の決定を受けた市町村は、事業終了後すみやかに事業実績報告書(様式第3号)を知事に提出しなければならない。

様式第1号

昭和39年度緊急飼料作物増産対策事業補助金交付申請書

番 号
年 月 日

茨城県知事 殿

所在地

市町村長名

㊤

昭和39年度において下記のとおり緊急飼料作物増産対策事業を実施したいので緊急飼料作物増産対策事業補助金交付要項により補助金 円を交付されたく関係書類を添えて申請する。

(第三種郵便物認可)

記

- 1 事業の目的
- 2 畜産に関する現況及び計画
 - (1) 家畜飼養

区 分	乳 用 牛			和 牛			馬			豚			緬 山 羊			鶏			畜 舎	サイロ 基	
	飼養戸数	飼養頭数	普及率%	飼養戸数	飼養頭数	普及率%	飼養戸数	飼養頭数	普及率%	飼養戸数	飼養頭数	普及率%	飼養戸数	飼養頭数	普及率%	飼養戸数	飼養頭数	普及率%			
現 在	戸	頭	%	戸	頭	%	戸	頭	%	戸	頭	%	戸	頭	%	戸	頭	%			
(計画時)																					
計 画																					
(年度末)																					
導入計画																					

(2) 畜舎及びサイロ設置計画

区 分	設 置 数	所 要 資 金	資 金 調 達 区 分		
			融	資 金	自 己 資 金
畜 舎					そ の 他
サイロ					

(2) 経費の配分(又は実績)

実施主体名	機 具 名	規 格 型 式	導 入 年 月 日	員 数	単 価	金 額	負 担 区 分				考 備
							補助事業に要する経費		実 施 主 体 費	そ の 他	
							県補助金	市町村費			
	〇〇〇			台	円	円	円	円	円		
	小計		/		/						
	〇〇〇										
	小計		/		/						
	〇〇〇										
	小計		/		/						
事業主体計	/	/	/		/						
	〇〇〇										
	小計		/		/						
	〇〇〇										
	小計		/		/						
	〇〇〇										
	小計		/		/						
事業主体計	/	/	/		/						
計	/	/	/		/						

5 収支予算(収支精算)

収入の部

区 分	予 算 額 (精 算 額)	前年度予算額 (予 算 額)	差 引 増 減		備 考
			増	減	
県 補 助 金	円	円	円	円	
市 町 村 費					
計					

支出の部

区 分	予 算 額 (精 算 額)	前年度予算額 (予 算 額)	差 引 増 減		備 考
			増	減	
事 務 費	円	円	円	円	
飼料協同化施設 設置補助金					
計					

様式第2号

昭和39年度緊急飼料作物増産対策事業変更届出書

番 号
年 月 日

茨城県知事 殿

所 在 地

市町村長名

㊤

昭和 年 月 日付第 号により補助金交付決定通知のあつた緊急飼料作物増産対策事業の実施について下記のとおり事業の内容および経費の分配を変更したいので届け出する。

記

- 1 変更の理由
- 2 事業の内容および経費の配分
- 3 収支予算書

(注) 補助金交付申請書に記載した事項を上段に黒字で、変更しようとする事項を下段に赤字で記入すること。

様式第3号

昭和39年度緊急飼料作物増産対策事業実績報告書

番 号
年 月 日

茨城県知事 殿

所 在 地

市町村長名

㊤

昭和 年 月 日付第 号により補助金の交付決定の通知があつた緊急飼料作物増産対策事業については下記のとおり実施したので緊急飼料作物増産対策事業補助金交付要項によりその実績を報告する。

記

- 1 事業の目的
- 2 事業の内容および経費の配分
申請書様式記の 4 に準ずる。
- 3 収支精算
申請書様式記の 5 に準ずる。

茨城県告示第1243号

昭和39年度飼料作物貯蔵用サイロ設置事業補助金交付要項を次のように定める。

昭和39年 8 月 14 日

茨城県知事 岩 上 二 郎

昭和39年度飼料作物貯蔵用サイロ設置事業補助金交付要項

(目的)

第 1 知事は、緊急飼料作物増産対策事業実施要領にもとづいて、強化作付を行なう農家（以下「対象農家」という。）がサイロを設置する経費に対し、市町村が補助する場合に当該市町村に対し、予算の範囲内で補助金を交付するものとし、当該補助金については、茨城県補助金等交付規則（昭和36年茨城県規則第67号）に定めるもののほか、この要項に定めるところによる。

(補助の対象および補助額)

第 2 第 1 に定める補助金の交付の対象となる経費および、これに対する補助額は次の表のとおりとする。

経 費	補 助 額
緊急飼料作物増産対策事業補助金交付要項にもとづく実施主体の構成員のうち当該年度における対象農家が、飼料作物の合理的利用を図る目的をもつて、これを貯蔵するために、サイロ（直径1.5米、深さ3米、壁厚0.1米以上の規格を備えるもの）を設置するのに必要な資材（セメント、砂、砂利）等を購入する経費を市町村が補助する場合における当該補助に要する経費。	サイロ1基につき 4,000円以内

(補助金の交付の申請)

第 3 補助金の交付を受けようとする市町村は、補助金交付申請書（様式第1号）正副3部を昭和39年9月末日までに所轄家畜保健衛生所長を経由して知事に提出しなければならない。

(補助金交付の決定)

第4 知事は、前項の規定により提出された申請書を審査し、補助金を交付することが適当と認めるときは、補助金の交付を決定し、その決定の内容および交付の条件は所轄家畜保健衛生所長を通じ、市町村に通知するものとする。

(補助金の支払)

第5 この補助金の支払いは、精算払いとする。

(届け出義務)

第6 補助金の交付の決定を受けた市町村は、申請書に記載した事項に重要な変更を加えようとする場合は、そのつど知事に届け出なければならない。

2 知事は前項の届け出があつた場合において必要があると認めたときは、その処理について指示することができる。

(実績報告)

第7 補助金の交付の決定を受けた市町村は、事業終了後すみやかに事業実績報告書(様式第2号)を知事に提出しなければならない。

様式第1号

昭和39年度飼料作物貯蔵用サイロ設置事業補助金交付申請書

番 号

年 月 日

茨城県知事 岩 上 二 郎 殿

市 郡 町 村 長 名 印

昭和39年度において、下記のとおり餌料作物貯蔵用サイロ設置事業を実施したいので餌料作物貯蔵用サイロ設置事業補助金交付要項により、補助金 円を交付されたく申請する。

記

- 1 事業の目的
- 2 対象農家の畜産に関する現況および計画(又は実績)

対象農家			家 畜						飼料作物			サ イ ロ					備 考
番 号	住 所	氏 名	現 在			年 度 末			前年度付積	本年度強化付面積	計	現在基数	新設基数	左の内訳			
			乳牛頭	若令牛頭	和牛繁殖雌牛頭	乳牛頭	若令牛頭	和牛繁殖雌牛頭						補助金	自己基金	融資	
	大字, 字 番地		頭	頭	頭	頭	頭	頭	a	a	a	基	基	基	基	基	

3 経費の配分

農家番号	設置サイロ規格			設置 基数	所要資材				負担区分			備考
	直径	深さ	壁厚		品名	数量	単価	金額	補助に要する経費			
									県補助金	市町村費	計	
1	m	m	m	セメント 砂利	kg m ³ m ³	円	円	円	円	円	円	
計	/ / /			計	/	/	()					

4 収支予算(または精算)

収入の部

区分	予算額 (精算額)	前年度予算額 (予算額)	差引増減		備考
			増	減	
県補助金	円	円	円	円	
市町村費					
計					

支出の部

区分	予算額 (精算額)	前年度予算額 (予算額)	差引増減		備考
			増	減	
飼料作物貯蔵用 サイロ設置事業 費補助金	円	円	円	円	
○ ○ ○					
計					

様式第2号

昭和39年度飼料作物貯蔵用サイロ設置事業実績報告書

番号
年月日

茨城県知事 岩上二郎 殿

市郡町村長 名 印

昭和 年 月 日付 番 第 号により補助金の交付決定の通知があつた飼料作物貯蔵用サイロ設置事業については、下記のとおり実施したので、飼料作物貯蔵用サイロ設置事業補助金交付要項により、その実績を報告する。

記

1 事業の目的

2 経費の配分

申請書様式記の3に準ずる。

3 収支精算

申請書様式記の4に準ずる。

茨城県告示第1244号

計量法第47条第1項の規定により次のとおり計量器販売等の事業を登録した。

昭和39年8月14日

茨城県知事 岩 上 二 郎

長さ計 (ノギス, ノギス以外の副尺付はさみ尺, ブロックゲージ及び回転尺を除く)

登録番号	登 年 月 日	店 舗 の 所 在 地	氏 名 又 は 名 称
第 396 号	39. 8. 14	土浦市大字荒川沖1034	須 沢 紀 一

ます (計量筒式ガソリン量器を除く) 斗概及び化学用体積計

第 279 号	39. 8. 14	土浦市大字荒川沖1034	須 沢 紀 一
---------	-----------	--------------	---------

温度計, 仕事計, 工率計, 熱量計, 流量計, 粘度計, 密度計, 濃度計, 周波数計 (回転計を除く), 光度計, 光束計, 照度計, 騒音計, 屈折度計, 湿度計, 比重計及び耐火度計

第 530 号	39. 8. 14	土浦市大字荒川沖1034	須 沢 紀 一
---------	-----------	--------------	---------

茨城県告示第1245号

家畜伝染病が下記のとおり発生並びに転帰した。

昭和39年8月14日

茨城県知事 岩 上 二 郎

記

病 名	発生頭数	発生(決定)月日	転 帰	発 生 場 所
豚 コ レ ラ	2	8 月 12 日	自衛殺 殺処分	1 1 水戸市
〃	2	〃	自衛殺	2 那珂郡東海村
〃	6	〃	殺処分	6 結城市
〃	21	〃	〃	21 結城郡八千代村
〃	31	〃	〃	31 下館市
〃	18	〃	へい死 殺処分	1 17 稲敷郡阿見町
〃	3	〃	殺処分	3 〃 東村

豚 コ レ ラ	5	8 月 12 日	殺処分	5	稲敷郡河内村
"	7	8 月 13 日	"	7	西茨城郡友部町
"	1	"	"	1	北相馬郡藤代町
"	8	"	"	8	水戸市
"	4	"	"	4	稲敷郡美浦村
"	9	"	"	9	真壁郡関城町
"	7	"	"	7	結城郡八千代村
"	1	8 月 14 日	"	1	稲敷郡東村
"	10	"	"	10	猿島郡境町
"	10	"	"	10	北相馬郡利根町
"	3	"	"	3	" 藤代町
"	5	"	へい死 殺処分	1 4	下館市
"	3	"	殺処分	3	稲敷郡阿見町
"	7	"	"	7	水戸市
"	3	"	"	3	結城市
"	10	"	"	10	結城郡八千代村

累計 1,559頭

茨城県告示第1246号

茨城県家畜伝染病まん延防止規則に基づく豚コレラ予防のための指定(昭和39年茨城県告示第759号)の一部を次のように改める。

昭和39年8月14日

茨城県知事 岩 上 二 郎

- 1 移動禁止区域中 下館市, 子思儀, 筑瀬, 口戸, 柴山, 林, 石塔, 石塔新田, 谷部, 森添島, 石原田, 西谷貝, 西大島, 岡, 狩沼, 布川, 田河内, 房山, 谷島, 女方, 下川島, 小川下壺, 伊佐山, 那珂郡東海村舟石川, 結城郡八千代村太田, 村貫, 北相馬郡藤代町米田, 北浦, 西浦, 藤代, 片町, 稲敷郡河内村, 水戸市酒門町, 東茨城郡茨城町若宮, 安住, 稲敷郡美浦村上舟子, 下舟子, 真壁郡関城町桜塚を加える。

公 告

●建築許可に関する聴聞

建築基準法第51条第1項の規定に基づき下記のとおり聴聞を行ないます。

昭和39年8月14日

茨城県知事 岩 上 二 郎

記

聴 聞 期 日 昭和39年8月24日午後3時
聴 聞 場 所 日立市大久保町978
聴 聞 事 項 住居地域内において下記の建築物の許可に関すること。
割烹料理店増改築
申請者住所氏名 日立市大久保町978
増 淵 ヒ デ 子
建築物構造規模 木造2階建瓦葺76.13^m増改築, 既存475^m²
建築物の位置 日立市大久保町岩ヶ峯978
敷 地 面 積 1,098.05^m

●建築許可に関する聴聞

建築基準法第51条第1項の規定に基づき下記のとおり聴聞を行ないます。

昭和39年8月14日

茨城県知事 岩 上 二 郎

記

聴 聞 期 日 昭和39年8月26日午後3時
聴 聞 場 所 水戸市笠原町1246の9
聴 聞 事 項 住居地域内において下記の建築物の許可に関すること。
原動機を使用する工場で作業場の床面積の合計が50^mをこえるもの(自動車
修理工場の新築)
申請者住所氏名 水戸市東町5007の2
塚 田 弥 八 郎
建築物構造規模 鉄骨造平家建スレート葺344.25^m新築, 原動機2HP新設
建築物の位置 水戸市笠原町1246の9
敷 地 面 積 831.3^m

●建築許可に関する聴聞

建築基準法第51条第1項の規定に基づき下記のとおり聴聞を行ないます。

昭和39年8月14日

茨城県知事 岩 上 二 郎

記

聴聞期日 昭和39年8月24日午前11時
聴聞場所 日立市久慈町大みか下3951
聴聞事項 住居地域内において下記の建築物の許可に関する事。
原動機を使用する工場で作業場の床面積の合計が50m²をこえるもの(製麺工場の新築)
申請者住所氏名 常陸太田市真弓町2227
鴨志田富一
建築物構造規模 鉄骨造2階建スレート葺259.2m²新築, 原動機15HP新設
建築物の位置 日立市久慈町大みか下3951
敷地面積 296.2m

雑 報

●市町村長の選挙結果

8月2日に行なわれた関城町長選挙の結果次の者が無投票で当選した。

西 村 修 一 (無所属, 49歳, 現)

毎週月・水・金曜日発行 (緊急事項は号外発行) (定価送料とも1カ月)
(休日の場合は繰り下ぐ) (金 1 0 0 円)

茨城県水戸市北三ノ丸119番地

茨城県水戸市北三軒町24番地の4

発行人 茨 城 県
発行所

印刷所 茨 城 県 印 刷 所

(第三種郵便物認可)